

小作争議調査表

(目録番号) (一) 戸数

経過	事項	原因	地主 関係 団体	関係人員	場所	發生 終熄	昭和十年 四月二十五日
	四月廿五日、村役場にて調停委員会開催の結果、条件を解決せり。	小作人は十五年以前より十作料（石七斗）にて十作中、知本年三月日農九州同盟会に加盟す。及、把木村支部長、塔通等、昭和七年以降十作料三割五分減額を要求し、昭和九年以降十作料三割五分減額を要求す。昭和七年以降十作料三割五分減額を要求す。	+	小作人 久保山秀次郎	朝倉郡把木村大字林田 字植掛五〇一 地主 能谷五郎 小作人 久保山秀次郎	發生 昭和十年 四月二十五日	昭和十年 四月二十五日
			小作人 日本農民組合九州同盟会 把木村支部				

(昭和十年 四月分)

財團 協同會福岡出張所

備考	結果
	<p>一、地主田中、昭和九年度十作料（石七斗）を全免し雜作料（石一斗）を全免し（封（五月））とす。小作人に交付す。</p> <p>二、小作人は月下作付中の小麥收穫と同時に当該田地を無条件にて地主に返還す。</p>